

令和5年3月24日
法務省人権擁護局

令和4年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

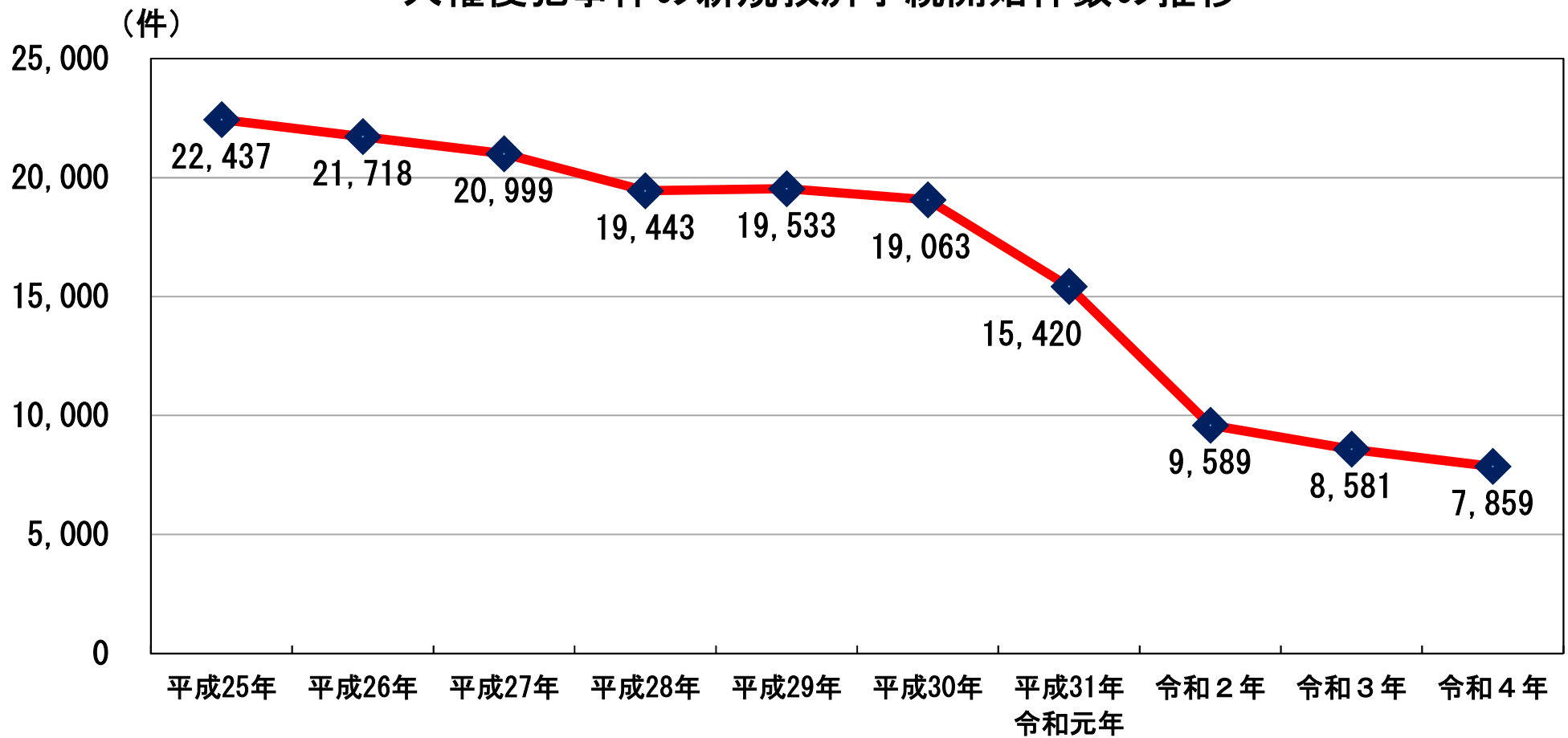
令和4年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

【令和4年の主な特徴】

- ① 令和4年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、7,859件、処理した人権侵犯事件の数は、7,627件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,047件であり、全体に占める割合は、13.3%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,721件であり、高水準で推移している。

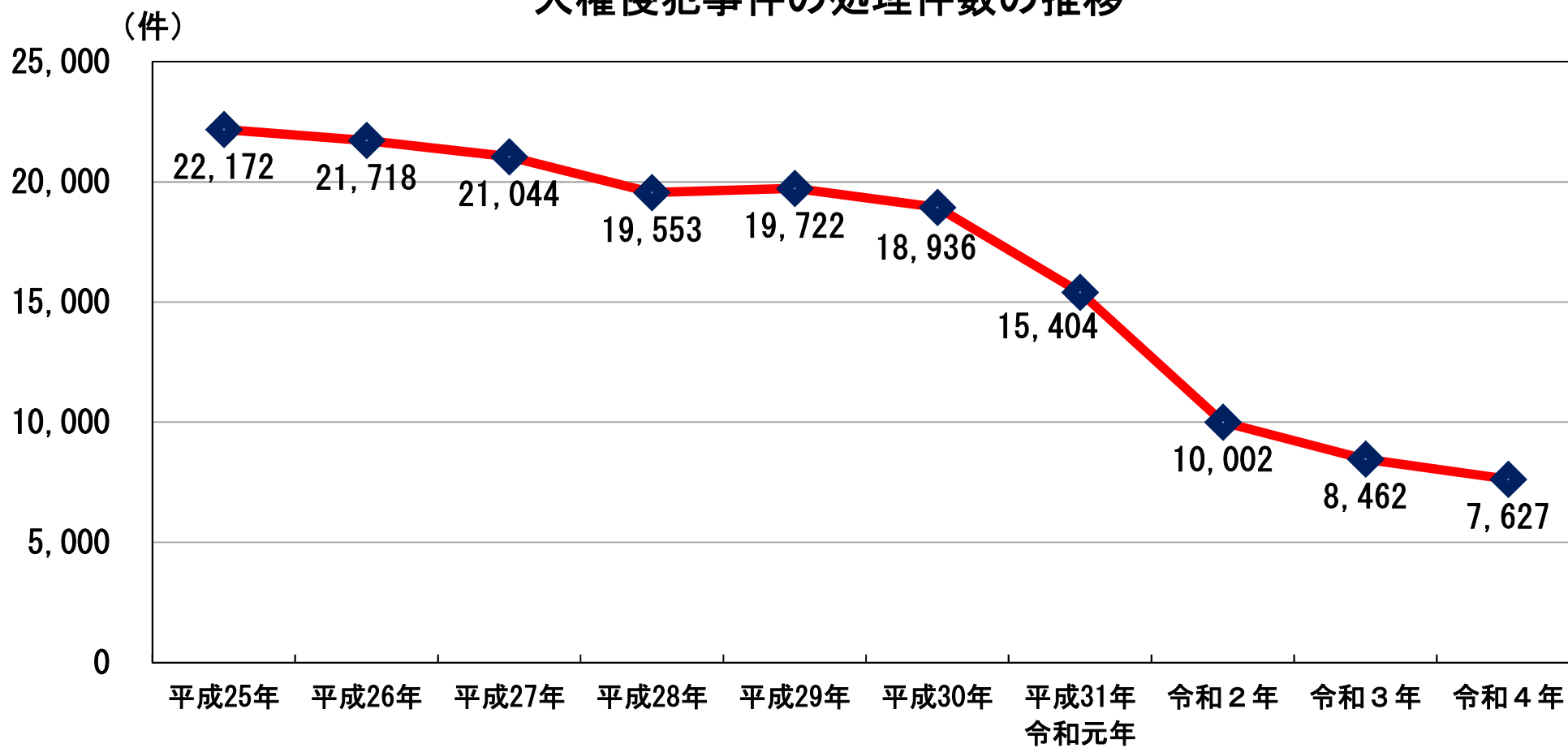
1 人権侵犯事件数の動向
(1) 新規救済手続開始件数

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移



1 人権侵犯事件数の動向
(2) 処理件数

人権侵犯事件の処理件数の推移



1 人権侵犯事件数の動向

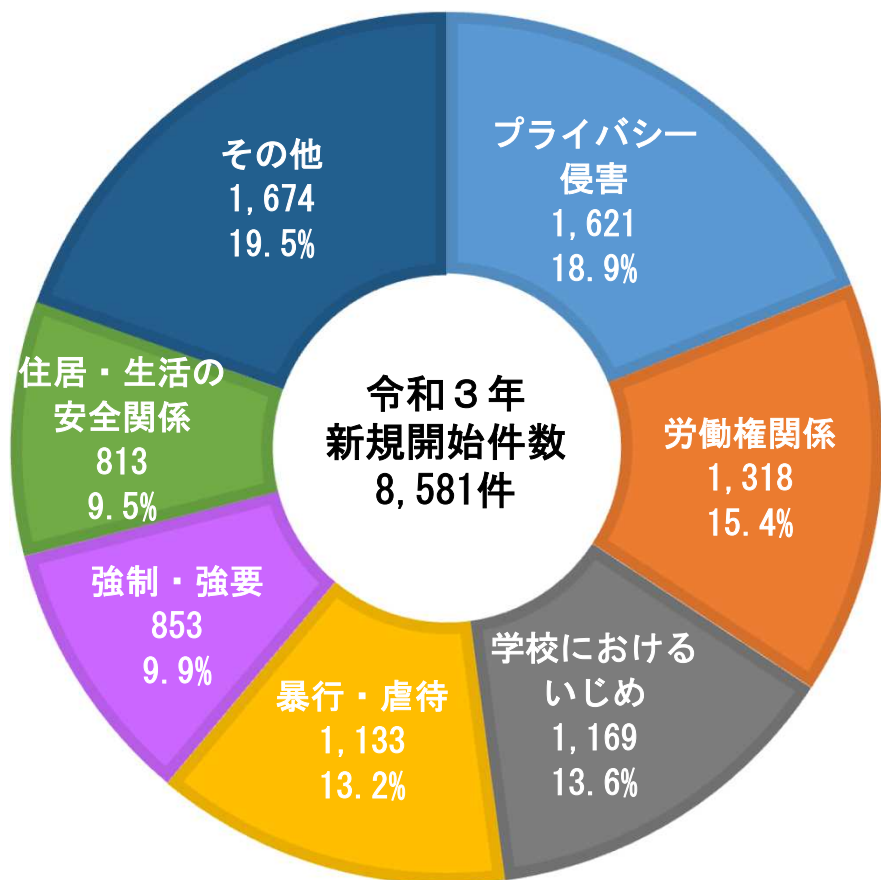
(3) 新規救済手続開始件数推移の動向・分析

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が減少した要因については、一概に判断することは困難であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触の機会が減少していたことに加え、事件の端緒となる人権相談に関し、対面型の人権啓発活動を通じた相談窓口の周知を十分に行うことがここ数年の間、困難であったことの影響が考えられる。

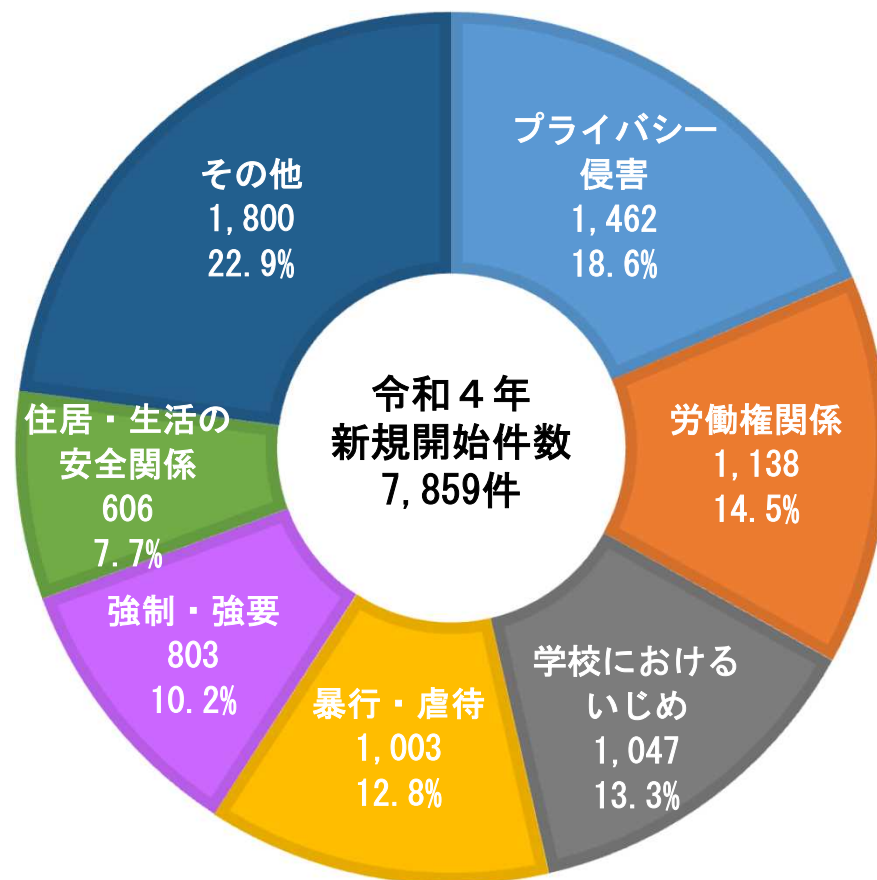
また、全体として件数が減少している中で、学校におけるいじめについての新規救済手続開始件数が全体の13.3%を占めるほか、インターネット上の人権侵害情報についての新規救済手続開始件数が依然として前年までと同じく高水準であることは特徴的である。

2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較（新規救済手続開始件数）

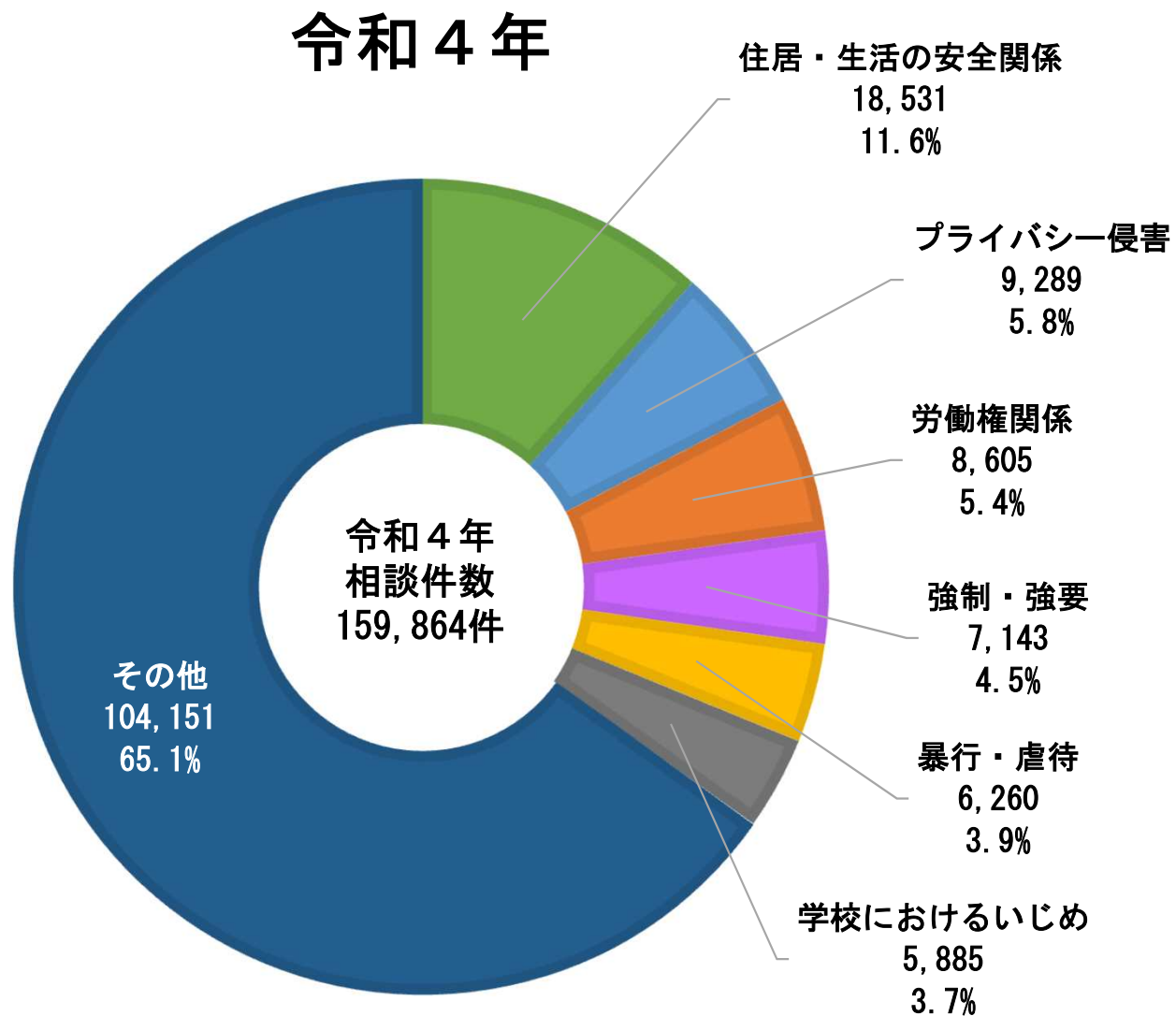
令和3年



令和4年



(参考) 人権相談の種類別構成比



3 添付資料

- 資料 1 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について
- 資料 2 令和 4 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例
- 資料 3 「人権侵犯事件」統計資料（令和 4 年）
- 資料 4 【特集】外国人の人権をめぐる取組状況について

資料 1

インターネット上の人権侵害情報
に関する人権侵犯事件について

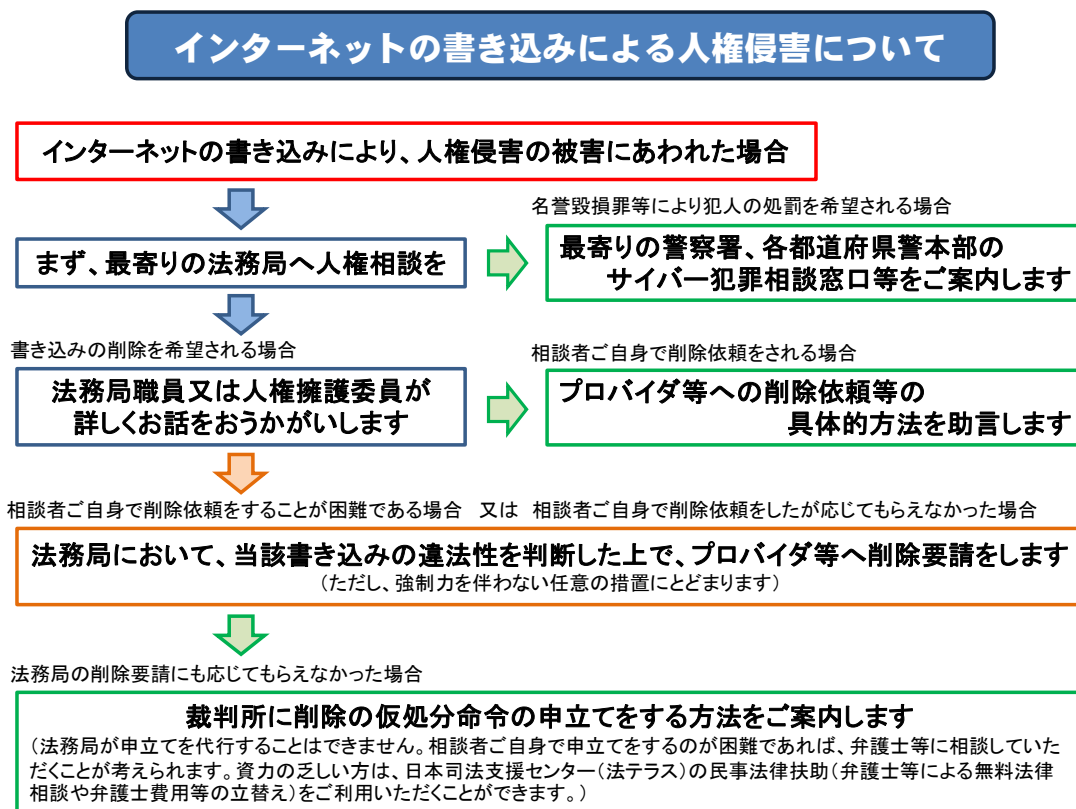
インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）では、全国の法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方等からの相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、当該誹謗中傷等の書き込みの削除依頼の方法等を助言したり、あるいは、人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ等に対して書き込みの削除要請をするなどしている。

人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。



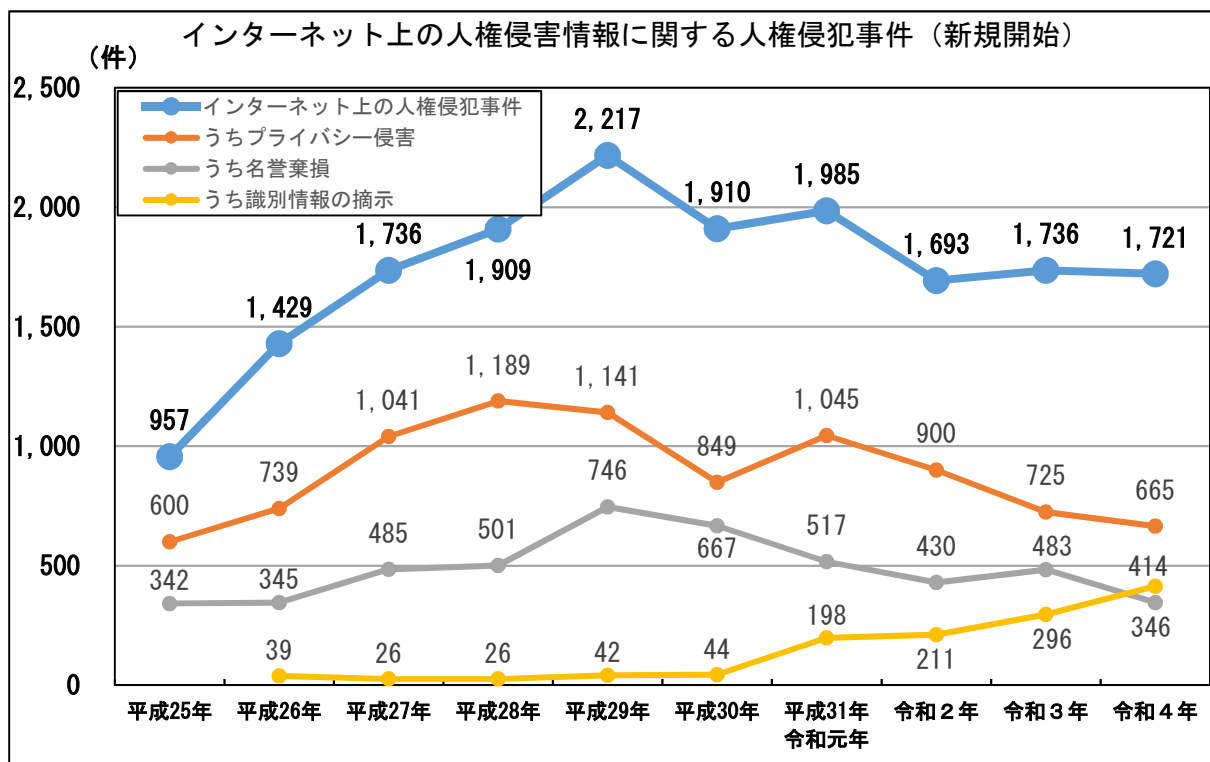
2 令和4年における人権侵害事件の動向について

(1) 新規救済手続開始件数

令和4年において、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の数は、1,721件で、前年から15件減少したものの、引き続き高水準で推移している。

このうち、プライバシー侵害事案が665件、識別情報の摘示事案が414件、名誉毀損事案が346件となっており、これらの事案で全体の82.8%を占めている。

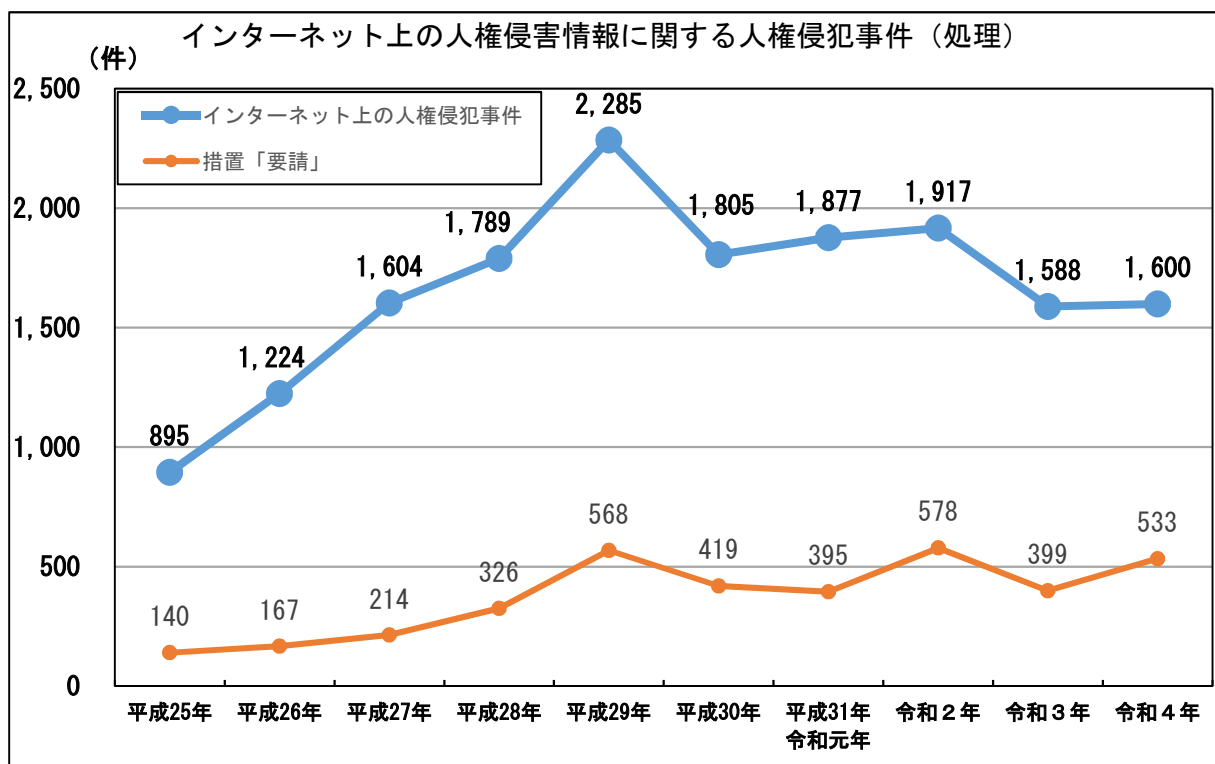
なお、人権侵害事件数はプロバイダ等への削除要請件数ベースで集計しており、人権侵害情報の投稿数ではない（例えば、1つのプロバイダ等に対し、100の投稿の削除を1回で要請した場合、1件として計上している。）。



(2) 処理件数

令和4年において、処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の数は、1,600件となっており、前年から12件増加した。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が半数近くを占めるが、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数は、533件であった。



(3) 令和4年中に人権擁護機関が救済措置を講じた人権侵犯事件の例

・インターネット上の名誉感情侵害

被害者から、電子掲示板上で、在日外国人であると指摘されるとともに、在日外国人という属性を理由として蔑称などを用いて侮辱する投稿が複数なされたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、被害者を虫に例えたり、同人の存在を否定するなどの被害者を侮辱する投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、被害者の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

・インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、電子掲示板に、氏名とともに電話番号が投稿されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、一般に公開されていない被害者の電話番号等が電子掲示板に掲載されていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

3 その他

インターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（インターネット人権相談受付窓口：<https://www.jinken.go.jp/>）、SNS（LINE）などでも相談に応じている。

また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」や、「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」等の啓発資料を法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）等で公開している。

加えて、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への

取組として、中学生などを対象に携帯電話会社の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



平成28年度 法務省委託 人権啓発教材

インターネットと人権

加害者にも 被害者にもならないために

The Internet and human rights
Don't become a perpetrator nor a victim

(30分)
字幕 (日本語・英語)
副音声入り

活用の手引
付き

一般財団法人インターネット協会
主幹研究員 大久保 貴世
<監修・出演>

講師 みなみ
<出演>

企画 法務省人権擁護局
公益財団法人人権教育啓発推進センター
制作 東映株式会社



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くにアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談(法務省)



☎0570-003-110 www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請^(※)を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

資料 2

令和 4 年中に法務省の人権擁護機関が
救済措置を講じた具体的事例

【目次】

こども関係

(いじめ)

事例 1 小学校におけるいじめ…………… 1

事例 2 中学校におけるいじめ…………… 1

(虐待)

事例 3 小学生に対する虐待…………… 1

事例 4 中学生に対する虐待…………… 2

(学校の指導)

事例 5 小学校における不十分な指導…………… 2

強制・強要関係

(セクシュアル・ハラスメント)

事例 6 講師による受講者に対するセクシュアル・ハラスメント…………… 2

(パワー・ハラスメント)

事例 7 職場の上司から部下に対するパワー・ハラスメント…………… 3

(DV)

事例 8 夫から妻に対する暴力・暴言…………… 3

(ストーカー)

事例 9 中学生に対する嫌がらせ行為…………… 3

差別待遇関係

事例 10 外国人に対するレンタルバイクの貸出し拒否…………… 4

事例 11 外国人に対する差別的発言…………… 4

事例 12 患者に対する公衆浴場の利用拒否…………… 4

事例 13 同和問題に関する差別的発言…………… 5

インターネット上の人権侵害情報関係

事例 14 インターネット上の名誉感情侵害…………… 5

事例 15 インターネット上のプライバシー侵害…………… 5

【こども関係】

(いじめ)

事例 1 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、吃音をからかわれるなどのいじめを受けていたにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないことにより、不登校を余儀なくされているとして、当該児童の親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、担任教諭が、当該児童から複数回相談を受けていたにもかかわらず、学校長に報告しなかったため、学校における対応が適切に行われず、当該児童に対するいじめが続いたことが認められた。

法務局は、学校長に対し、いじめによる被害防止に向けた取組に一層努めるよう要請した。

(措置：「要請」)

事例 2 中学校におけるいじめ

中学生の生徒が、同級生から、下校時に待ち伏せをされる、悪口を言われるといういじめを受けていたにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、当該生徒の親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、学校は、当該生徒からいじめの訴えがあった都度、当該いじめに係る調査を行っていたものの、そのような対応が、当該生徒及びその親に適切に伝わっていない可能性があることが認められた。

法務局が、両者の話合いの場を設けたところ、両者の相互理解が深まり関係が改善されるとともに、当該生徒への見守りが継続されることとなった。

(措置：「調整」)

(虐待)

事例 3 小学生に対する虐待

小学生の児童が、親から、執拗に謝罪することを強要されるなどの虐待を受けているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、当該児童が通う学校へ情報提供を行うとともに、児童相談所に対する通告を行った。

その結果、関係機関による当該児童への見守り体制を構築することができた。

(措置：「援助」)

事例4 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、殴られるなどの暴行を受けており、児童相談所への保護を求めて交番に行きたいとして、「LINEじんけん相談」に相談があった事案である。

法務局は、直ちに、当該生徒の最寄りの警察署及び児童相談所に対し、情報を提供するとともに、対応を依頼した。

その結果、当該生徒は、警察に保護された後、児童相談所の施設に入所することとなり、当該生徒の安全を速やかに確保することができた。

(措置：「援助」)

(学校の指導)

事例5 小学校における不十分な指導

こどもが通学する小学校において、同級生が乱暴な行為をしていることに対し、学校が十分な対応をしていないとして、保護者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、学校は、当該同級生への対応を行っているところであり、今後は当該保護者にも当該対応等を説明していきたいと考えていることが判明した。

法務局が、学校に対し、当該保護者の当該いじめ対応に係る要望を伝えるとともに、当該保護者に対し、学校の対応等を説明したところ、保護者はこれに理解を示し、両者の信頼関係が構築された。

(措置：「調整」)

【強制・強要関係】

(セクシュアル・ハラスメント)

事例6 講師による受講者に対するセクシュアル・ハラスメント

研修の受講者が、講師から、研修中に性的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、研修中に、講師が当該受講者に対し、性的な発言を行ったことが認められた。

法務局は、講師に対し、当該発言が当該受講者の意に反する性的な言動であって、セクシュアル・ハラスメントに該当することを指摘するとともに、人権尊重の理念等を説明したところ、講師からは反省の意が示された。

(措置：「啓発」)

(パワー・ハラスメント)

事例7 職場の上司から部下に対するパワー・ハラスメント

被用者が、上司から、事務以外の用途として供されていた場所において、一人で勤務するよう人事異動を命じられたことに対し、勤務先との話し合いを求めていたにもかかわらず、机を搬出され、強制的に勤務場所を変更させられたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、被用者に対する当該命令は、合理的な理由なく行われたものであり、当該被用者を職場の人関関係から切り離すことにより、被用者に精神的苦痛を与えたものであって、パワー・ハラスメントに該当するものであることが認められた。

法務局は、当該上司に対し、良好な就業環境を維持すべき立場であったにもかかわらず、当該行為を行ったことは人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を自戒することを求めるとともに、パワー・ハラスメントについての理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

(DV)

事例8 夫から妻に対する暴力・暴言

夫から暴力等を受けている妻を一次的に保護しているとして、人権擁護委員から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、妻が夫に対して強い恐怖心を抱いていることが認められたことから、速やかに婦人相談所に情報提供を行い、必要な措置を求めた。

その結果、妻及びそのこどもは、婦人相談所に保護され、安全が確保されるとともに、関係機関による情報共有が図られ、妻らに対する支援体制を構築することができた。

(措置：「援助」)

(ストーカー)

事例9 中学生に対する嫌がらせ行為

中学生の生徒が、同級生及びその家族から、嫌がらせを受けているとして、当該生徒の親から、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、警察が当該同級生らに警告を行っていることや、当該生徒らから通報があった場合にはすぐに警察官が駆け付ける態勢が執られていることが認められた。

法務局は、当該生徒の親に対し、上記警察の対応状況を伝えた上で、当該同級生らとの話し合いの方法等について助言したところ、当該生徒の親はこれに理解を示した。

(措置：「援助」)

【差別待遇関係】

事例 10 外国人に対するレンタルバイクの貸出し拒否

外国人が、レンタルバイク店から、外国人であることを理由にバイクの貸出しを拒否されたとして、「インターネット人権相談受付窓口」に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該店舗は、外国人に対し、一律に貸出しを拒否する運用を行っていたことが認められたが、調査を行う中で、当該運用が外国人に対する不当な差別に該当する可能性があることを理解し、当該運用の見直しを行った。

法務局は、当該外国人に対し、当該店舗の運用の見直しについて伝えたところ、当該外国人はこれに理解を示した。

(措置：「調整」)

事例 11 外国人に対する差別的発言

外国人が、外国人であることを理由に本国に帰るべきであるなどと差別的な発言をされたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該発言は、当該外国人に向けられたものであるとまでは認められなかった。

そこで、法務局は、当該発言が行われた地域において、人権尊重の理念等を周知するため、「ヘイトスピーチ、許さない。」のポスターを公共施設に掲示する等の啓発活動を行った。

(措置：「啓発」)

事例 12 患者に対する公衆浴場の利用拒否

(感染症ではない)皮膚疾患により発疹が出ていた公衆浴場の利用者が、当該公衆浴場の従業員から、他の利用客が嫌がっているため今後は来ないでほしい旨の発言をされたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該従業員から当該言動があったことや、当該公衆浴場において、当該利用者の入浴を拒否することができる法的な根拠はないことが認められた。

法務局は、当該公衆浴場に対し、公共性を有する公衆浴場において、当

該利用者の外見を他の利用者らが嫌がっているという事情のみをもって入浴を拒否することは、営業の自由の範囲を超えた、当該利用者への不合理な偏見・差別であり、人権擁護上看過できないとして、今後、同様の対応を行うことがないよう説示した。

(措置：「説示」)

事例 13 同和問題に関する差別的発言

近隣住民から、継続的に、部落民、部落へ帰れなどの同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該近隣住民が同趣旨の発言を行ったことが認められ、その調査中において、当該近隣住民は、今後、そのような言動は行わないと述べた。

法務局は、当該近隣住民に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、同和問題に対する理解と認識を欠いたものであって、人権擁護上看過できないものであるとして、基本的人権尊重の理念及び同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

【インターネット上の人権侵害情報関係】

事例 14 インターネット上の名誉感情侵害

被害者から、電子掲示板上で、在日外国人であると指摘されるとともに、在日外国人という属性を理由として蔑称などを用いて侮辱する投稿が複数なされたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、被害者を虫に例えたり、同人の存在を否定するなどの被害者を侮辱する投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、被害者の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例 15 インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、電子掲示板に、氏名とともに電話番号が投稿されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、一般に公開されていない被害者の電話番号等が電子掲示板に掲載されていたことから、当該投稿は、被害者のプライバ

著作権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

資料 3
「人権侵犯事件」統計資料
(令和 4 年)

資料 4

【特集】

外国人の人権をめぐる
取組状況について

【特集】外国人の人権をめぐる取組状況について

1 令和4年の動向

我が国に在留する外国人は、令和4年6月末現在で約296万人ⁱであるところ、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しており、ヘイトスピーチや、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる在日ロシア人等に対する誹謗中傷など、社会の耳目を集める問題が発生した。

2 法務省の人権擁護機関の取組

(1) 啓発・広報

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）においては、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、各種の人権啓発活動を実施しているほか（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html）、「ヘイトスピーチ、許さない。」をテーマに掲げ、ヘイトスピーチの解消に向けた様々な人権啓発活動を実施している（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html）。

人権啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。」外国人編



人権啓発スポット映像
「ヘイトスピーチ、許さない。」インターネット編



(2) 人権相談

人権擁護機関においては、日本語を自由に話すことのできない方からの人権相談も幅広く受け付けており、全国の法務局等に以下の相談窓口を設置し、相談対応を行っている。

- ・外国人のための人権相談所（窓口における相談、約80言語対応）
- ・外国語人権相談ダイヤル（電話による相談、10言語ⁱⁱ対応）
- ・外国語インターネット人権相談受付窓口（インターネットメールによる相談、10言語ⁱⁱ対応）

(3) 調査救済

人権相談等を通じて、外国人であることを理由とした差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査救済手続を開始し、被害の救済に取り組んでいる。

ア 新規救済手続開始件数

令和4年において、新規に救済手続を開始した外国人に対する差別待遇に関する人権侵害事件の数は、47件であった。

イ 処理件数

令和4年中において、処理した外国人に対する差別待遇に関する人権侵害事件の数は、47件であった。

処理内識別にみると、関係行政機関等への紹介や具体的な助言などを行う「援助」が31件で66%を占めており、このほか、「啓発」が8件などとなっている。

ウ 令和4年中に人権擁護機関が救済措置を講じた人権侵害事件の例

・外国人に対する差別的発言

外国人が、外国人であることを理由に本国に帰るべきであるなどと差別的な発言をされたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該発言は、当該外国人に向けられたものであるとまでは認められなかった。

そこで、法務局は、当該発言が行われた地域において、人権尊重の理念等を周知するため、「ヘイトスピーチ、許さない。」のポスターを公共施設に掲示する等の啓発活動を行った。

(措置：「啓発」)

・外国人に対するレンタルバイクの貸出し拒否

外国人が、レンタルバイク店から、外国人であることを理由にバイクの貸出しを拒否されたとして、「インターネット人権相談受付窓口」に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該店舗は、外国人に対し、一律に貸出しを拒否する運用を行っていたことが認められたが、調査を行う中で、当該運用が外国人に対する不当な差別に該当する可能性があることを理解し、当該運用の見直しを行った。

法務局は、当該外国人に対し、当該店舗の運用の見直しについて伝えたと、当該外国人はこれに理解を示した。

(措置：「調整」)

i 令和4年10月14日出入国在留管理庁報道発表「令和4年6月末現在における在留外国人数について」

ii 英語、中国語、韓国語、タイ語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語の10言語